

令和5年10月13日

お客さま各位

神奈川県歯科医師信用組合

振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口のご案内

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律」(振り込め詐欺救済法)が、平成20年6月21日より施行されました。

本法律は、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留する犯罪被害資金について、被害者救済の観点から、被害に遭われた方々への返還手続き等を定めた法律です。

当組合では、振り込め詐欺等により犯罪被害資金を当組合の口座に振り込まれた方々からのご照会を受けさせていただいております。

尚、本法律に基づく犯罪被害資金の返還にあたっては、預金債権消滅手続きや分配金支払申請受付手続きを経る必要がございますので、実際の支払いまでには一定の期間を要する見込みです。それまでは、被害のお申し出を承り、実際の返還の手続きが行われる際にあらためてご連絡を差し上げますので、ご承知おきください。

また、被害に遭われた方々への返還に関する事務手続きは当組合にて行いますが、預金債権消滅手続きや分配金支払申請の公告は、預金保険機構のホームページにて行われます。公告内容等の詳細については、下記同機構のホームページにてご確認ください。

神奈川県歯科医師信用組合は、今後とも振り込め詐欺等による被害の発生防止ならびに、被害に遭われた方々の救済に取り組んでまいります。

【 振り込め詐欺等の被害に関するお問い合わせ先 】

本 店 045-641-2904

平塚支店 0463-23-4928

受付時間 平日 9:00~17:00 (除く土日祝)

(被害に遭った場合は、すぐに交番・警察署と振込先の金融機関へ連絡届出を。)

【 預金保険機構ホームページ 】

振り込め詐欺救済法に基づく公告 <https://furikomesagi.dic.go.jp/>

神奈川県歯科医師信用組合